置を実施しているところであるが、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第三項に基づき、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十八年十月十三日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十九年四月十日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十九年十月九日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十年四月十一日閣議決定）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成十八年七月五日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

「四　入港禁止の期間」中「平成二十二年四月十三日」を「平成二十三年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第八十八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月九日から施行する。

平成二十二年四月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

附則中「平成二十二年四月十三日」を「平成二十三年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第八十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）別表第一第一号、第三号、第十五号、第二十一号及び第二十二号の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月九日から施行する。

平成二十二年四月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

附則中「平成二十二年四月十三日」を「平成二十三年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第九十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百三号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月九日から施行する。

平成二十二年四月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

附則中「平成二十二年四月十三日」を「平成二十三年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第九十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月九日から施行する。

平成二十二年四月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

附則中「平成二十二年四月十三日」を「平成二十三年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第九十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百十号（外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月九日から施行する。

平成二十二年四月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

附則中「平成二十二年四月十三日」を「平成二十三年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第九十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等を次のように定め、平成二十二年四月十四日から施行する。

なお、平成十二年通商産業省告示第七百八十号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）は、平成二十二年四月十三日限り、廃止する。

平成二十二年四月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等は次のとおりとする。

一　宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を提供する取引

二　非居住者との間で行う金融に関する役務取引であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年外務省告示第三百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行うもの

三　外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引であって、当該売買、貸借又は贈与に係る貨物の原産地、船積地域又は仕向地が北朝鮮であるもの

附　則

第三号の規定は、平成二十三年四月十三日限り、その効力を失う。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）